

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

令和6年度 当事者団体助成事業 募集要項

目的

歳末たすけあい運動に寄せられた募金を財源に、八王子市内の障がいがある方々、難病がある方々等の団体がより充実した活動を行えるよう支援し、地域福祉の向上を図ることを目的とする。



[問い合わせ・申込み]

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会 市民力支援課（ボランティアセンター）

〒192-0081 八王子市横山町 11-2 金子ビル4階

電話：042-648-5776 FAX：042-648-6332

HP：<https://www.8-shakyo.or.jp>

八王子社協

検索



※募集要項、申込書はホームページからもダウンロードできます。

## 1. 対象団体

市内在住の障がいまたは難病のある方等の団体で次の条件をすべて満たす当事者団体。

- (1) 5人以上で組織している（市内在住・在学・在勤者が5名以上）
- (2) 当事者（親も含む）が運営を担っている
- (3) 会則（規約等）、年度予算があり、月単位で定期的に活動している
- (4) 法人格のない団体

※ 「難病」とは、国または東京都において指定している疾病及び人工透析。

※ 「当事者団体」とは、特定の体験・課題を共有する方々が集まり構成員となって、その課題の対処や解決を目的に自発的・主体的・持続的に活動している団体。

○ ただし、宗教・政治・営利を目的とした活動を行っている団体は対象外となります。

## 2. 対象事業

福祉意識の啓発・向上、当事者の自助・自立・交流・社会参加の促進等の事業

ただし、以下の事業及び経費は対象外となります。

- (1) 公的制度内のサービスにかかる費用
- (2) 積立金
- (3) 常用的に雇用している職員の人件費の一部
- (4) 記念事業（行事・出版など）の費用
- (5) 施設・団体の周知・宣伝を主な目的として作成されるリーフレットや機関紙・ホームページ（特に、通信費やプロバイダの維持管理経費、継続的な更新にかかる経費）
- (6) 年間を通じての保険料や、建物・車両の経常的な維持管理費（家賃・光熱水道費等）
- (7) 行政からの委託事業
- (8) 飲食費

## 3. 助成金額（総額 100万円）

1 団体 4万円を上限とする（千円未満切り捨て）

※ 審査の結果、助成金額の減額、助成金交付が出来ないことがあります。

## 4. 対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

## 5. 申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入し、添付書類と併せて事前連絡のうえ、ボランティアセンターまで郵送してください。

- (1) 応募は1団体につき1回のみとなります。
- (2) 提出書類は原則として返却いたしません。
- (3) 本会の「地域ささえあい助成」と併せての応募はできません。

### ※ 申込書の配布

本会ホームページ「各種助成のご案内」からダウンロードできます。

- ① ボランティアセンター（八王子市横山町 11-2 金子ビル）
- ② ボランティアセンター南大沢分室（八王子市南大沢 2-17-5 地域子ども家庭支援センター南大沢内）
- ③ 社会福祉協議会（市役所 8 階）
- ④ 八王子まるごとサポートセンター 石川（八王子市石川町 481 石川事務所 2 階）
- ⑤ 八王子まるごとサポートセンター 川口（八王子市川口町 908-1 川口事務所 2 階）
- ⑥ 八王子まるごとサポートセンター 浅川（八王子市高尾町 1652-1 浅川市民センター 1 階）
- ⑦ 八王子まるごとサポートセンター 大和田（八王子市大和田町 5-9-1 大和田市民センター 1 階）
- ⑧ 八王子まるごとサポートセンター 由井（八王子市片倉町 702-1 由井市民センター 1 階）
- ⑨ 八王子まるごとサポートセンター 由木（八王子市下柚木 2-10-6 由木中央市民センター 1 階）
- ⑩ 八王子まるごとサポートセンター 由木東（八王子市鹿島 111-1 由木東事務所内）
- ⑪ 八王子まるごとサポートセンター 台町（八王子市台町 3-20-1 台町市民センター 1 階）
- ⑫ 八王子まるごとサポートセンター 恩方（八王子市下恩方町 3395 恩方事務所内）
- ⑬ 八王子まるごとサポートセンター 長房（八王子市長房町 588 都営長房アパート西 1 号棟長房ふれあい館内）
- ⑭ 八王子まるごとサポートセンター 元八王子（八王子市大楽寺町 419-1 元八王子事務所 1 階）
- ⑮ 八王子まるごとサポートセンター 館（八王子市館町 156 番地 館事務所 1 階）
- ⑯ 八王子まるごとサポートセンター 加住（八王子市加住町 1 丁目 170 番地 2 加住事務所内）

## 6. 提出書類

- (1) 申込書、収支予算概要
- (2) 定款、会則、規約、など
- (3) 令和 6 年度事業計画書、予算書
- (4) 令和 5 年度事業報告書、決算書（年度末・又は 2 月末日現在までの報告書・決算書をご提出してください。）
- (5) 団体を紹介するパンフレットなどの案内書
- (6) 返信用 84 円切手
- (7) 口座振替依頼書
- (8) 通帳またはキャッシュカードのコピー

※ 申込み内容について、問い合わせをする場合があります。

## 7. 申込み期間

令和5年4月15(月) ～ 5月17日(金)

(土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後5時まで)

## 8. 審査方法

厳正な審査・選考のうえ、助成団体及び助成額を決定します。

## 9. 結果通知

令和5年6月中旬頃に結果通知を送付します。

## 10. 助成金交付

令和5年6月下旬予定(結果通知時にお知らせします)

## 11. 事業報告

事業終了後60日以内に所定の報告書、助成金を使用した領収書の写し、写真、印刷物を提出してください。なお、助成金の使途は本会ホームページ及び中央共同募金会の「はねっと」にて一般公開されます。

※ 60日以内であっても、令和7年4月30日が最終締め切りとなります。

## 12. 助成の明示及び表示

助成金の交付を受けた団体は、「歳末たすけあい募金」によって実施された事業であることを明示(表示)してください。

※ 当助成事業PRのため、広報用記事等を依頼する場合があります。

## 13. その他

- (1) 助成金の申込みに偽り、その他不正の手段により交付を受け、または、申込み内容と相違する使用方法などがあった場合には、取り消しや返還を求めることがあります。  
申込み後にやむを得ず変更する場合は、すみやかに社会福祉協議会にご連絡ください。
- (2) 助成事業の財源である「歳末たすけあい募金」には限りがあります。申込み団体数の増減により、助成金の上限額も変動する場合があります。
- (3) 助成金の交付が決定した団体については、歳末たすけあい運動への協力が必要となります。